

【入 札 関 係 注 意 事 項】

1 入札書の作成、提出等について

(1) 入札は、所定の様式によるものとし、次に掲げるところにより作成しなければならない。

ア 入札書には、入札金額、入札物件、入札保証金、入札年月日ならびに住所及び氏名を記載しなければならない。

イ 文字はすべて「かい書」とし、インキ又はボールペンで明確に記載すること。

ウ 「入札金額」は、アラビア数字により記載し、訂正してはならない。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 「入札物件」は、物件名及び数量を明確に記載すること。

ただし、特に指定した場合は、数量の記載は要しない。

オ 「住所及び氏名」は、次の区分により正確に記載しなければならない。

① 代表者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては、当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）を記載すること。

② 代理人が入札する場合は、代理権を与えた者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては、当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）並びに代理人の住所及び氏名を記載すること。

(2) 入札者は、入札物件、契約条項等及び県の担当から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し封筒に入れて提出しなければならない。この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。

(3) 入札者は、その提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

(4) 郵便による入札は認めない。

(5) 入札は、**総価**で行う。

(6) 入札参加者が1人のみとなった場合には、当該入札を取りやめる。

2 無効入札

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札

(2) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札

(3) 同一人が同一物件に対してした2通以上の入札

(4) 他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理人をした者の入札

(5) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、または一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札

ア 鉛筆、その他の容易に改ざんできる筆記具で作成したもの

イ 金額をアラビア数字以外で記載し、又は訂正したもの

ウ 「入札物件」で物件名及び数量（数量については、特に指定した場合を除く。）の記載のないもの又は記載を誤ったもの

エ 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの

(6) 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札

(7) 郵便によりした入札

(8) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札